

実施項目No.32「公共施設使用料の見直し」について

1. 現状とこれまでの経緯

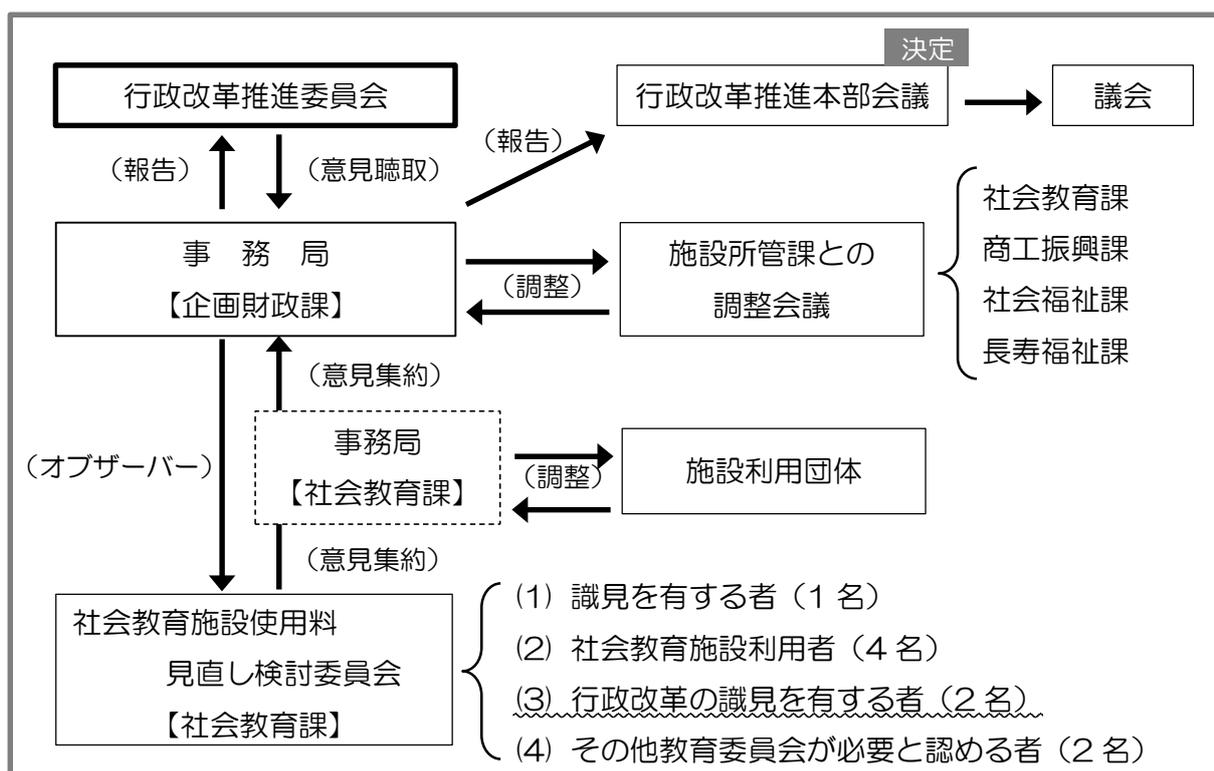
- ◇ 平成18年3月の合併時、旧市町ごとに定めていた料金を基本的に引き継ぐ。
- ◇ 平成19年、体育施設の使用料の減免基準を見直す。
 - ⇒ その結果、地域間、施設間で徴収する金額に不公平感が生じている。
- ◇ 「公共施設使用料等の検証」を「燕市行政改革大綱後期実施計画」（平成24～27年度）の実施項目として、課題の洗い出しや論点整理を実施。
- ◇ 行政改革推進委員会や市議会に現状や基本的な考え方などを報告、「施設利用団体等の意見も聴きながら広く市民の理解を得るべき」などの意見あり。
 - ⇒ そのため、今年度からの「燕市行政改革推進プラン」で引き続き検証を行う。

2. 今後の検証の進め方

使用料の見直しの対象とする公共施設（貸館施設）のうち、9割以上が教育委員会が所管する施設であることから、今年5月に教育委員会において「社会教育施設使用料見直し検討委員会」を設置しました。

この検討委員会では、現状の施設使用料や使用実態等を踏まえた上で、施設利用者の視点や行政改革の観点などから幅広く意見をいただき、使用料の在り方を研究・協議していきます。ここでの意見を集約した後、行政改革推進委員会及び庁内の行政改革推進本部会議を経て議会へ諮っていきます。

なお、使用料の見直し時期については、各組織等の合意形成を図りながら検討していきます。



図：使用料見直しに係る検証体制イメージ